

耐震改修の補助事業実施に関する注意事項

本紙をよくお読みいただき
補助事業の適切な執行を徹底するようお願いいたします。

施工状況等によっては、
補助金の一部又は全額が取消し・返還になる場合があります。

主な補助金の取消し・返還の例

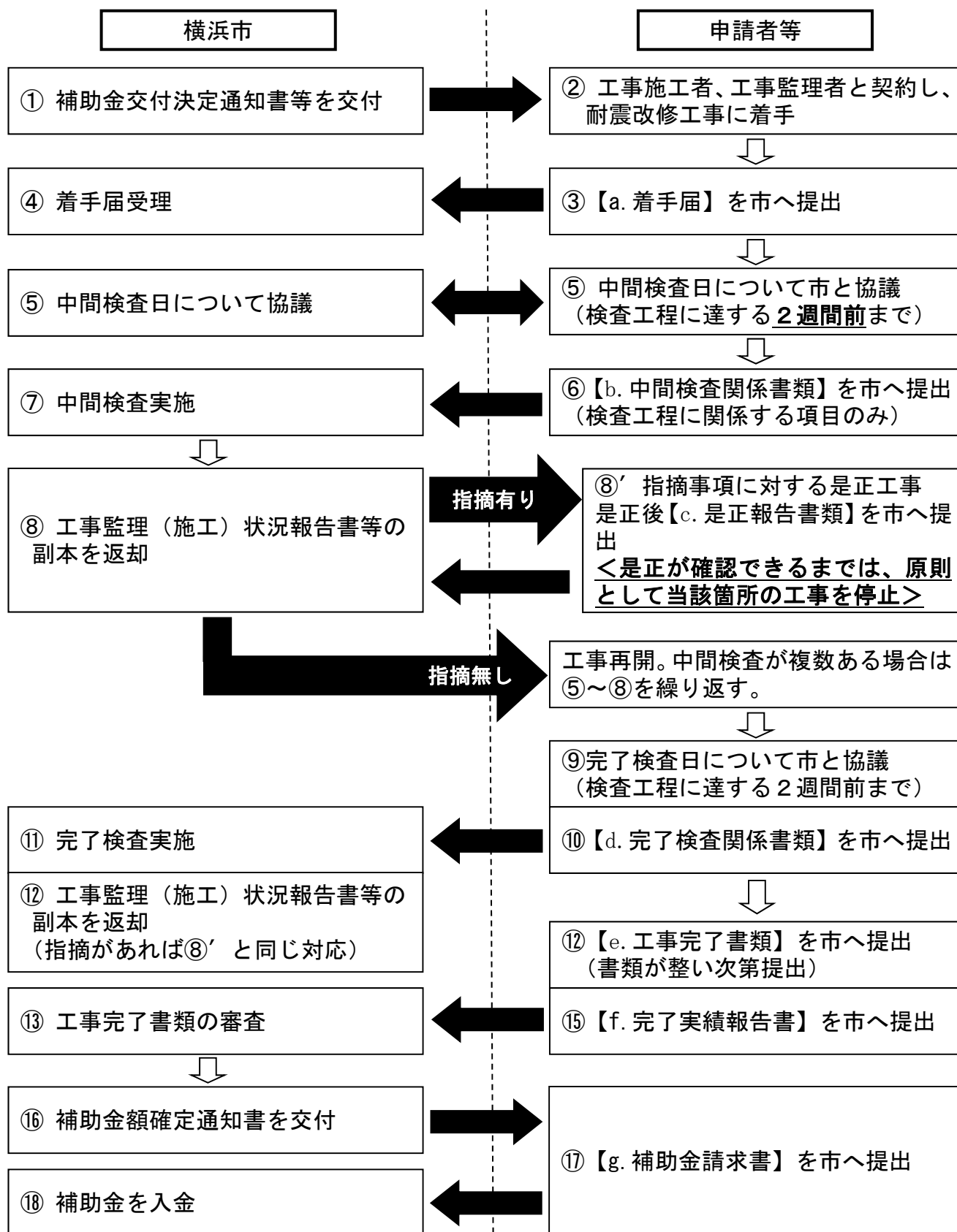
- ☐ 図面通りに施工されていない。
- ☐ 事業に変更が生じる際の事前承認を受けていない。
- ☐ 適切に工事監理されていない。（工事監理費用を補助対象としている場合）
- ☐ 工期が守られていない。特に、事業年度内に完了しない。
- ☐ 書類の不備（不整合、虚偽、不足、等）
- ☐ 耐震改修後 10 年以内に承認を受けず処分（譲渡、除却等）した。

目次

- 1 手続きフロー
 - 2 提出書類・注意事項
 - 3 耐震改修工事の中間検査の指摘事例について
 - 4 耐震改修工事の完了検査の指摘事例について
 - 5 補助金を受けて耐震改修した建築物の処分に関する規定について
- （参考）HPに掲載している提出書類

1 手続きフロー

フロー図の【 】内の書類については、次ページ参照



※注意事項※

- ・ 中間検査にて、指摘事項有りの場合、是正が確認できるまでは、原則として当該箇所の工事を停止していただきますのでご注意ください。
- ・ 変更が生じる場合は必ず事前に市と協議してください。
- ・ フロー⑯までを事業年度内に完了する必要があります。

2 提出書類・注意事項

(1) 【a. 着手届】

- ・ 着手届（補助金交付要領の様式。HPよりダウンロード可。）
- ・ 請負契約書の写し
- ・ 実施工程表
- ・ 連絡先リスト（当事業を行う事業者の担当者の連絡先をまとめたもの）

(2) 【b. 中間検査関係書類】

- ・ 工事監理（施工）状況報告書（補助金交付要領の様式。HPよりダウンロード可。）
- ・ 検査箇所が分かる図面
- ・ 工事監理（施工）状況チェックシート（任意様式。市の様式はHPよりダウンロード可。）
- ・ その他、検査工程に係る自主検査記録等

(3) 【c. 是正報告書類】

- ・ 工事監理（施工）状況報告書（補助金交付要領の様式。HPよりダウンロード可。）
- ・ 是正が確認できる資料等
- ・ 是正に伴い図面・計算書等に変更等が生じた場合は、その図面・計算書又は検討書等

(4) 【d. 完了検査関係書類】

- ・ 工事監理（施工）状況報告書（補助金交付要領の様式。HPよりダウンロード可。）
- ・ 工事監理（施工）状況チェックシート（任意様式。市の様式はHPよりダウンロード可。）
- ・ 検査箇所が分かる図面
- ・ その他、検査工程に係る自主検査記録等

(5) 【e. 工事完了書類】

- 工事写真（見積書に記載されている事項が確認できる次の写真等）
 - ・ 直接工事の各工程各箇所の施工前、施工中、仕上げ前、仕上げ後
 - ・ 使用した材料の搬入及び検査の様子
 - ・ 仮設工事の設置前、設置後、撤去後
 - ・ 工事監理者立会い時
- ※ 撮影および整理については、営繕工事写真要領（国土交通省）を参考にし、各写真の撮影日、撮影場所、工程がわかるように整理してください。
- 証明書类等（見積書に記載されている事項が確認できる次の書類等）
 - ・ 品質証明書
 - ・ 出荷証明書
 - ・ 試験成績表
 - ・ コンクリート配合計画書

(6) 【f. 完了実績報告書】

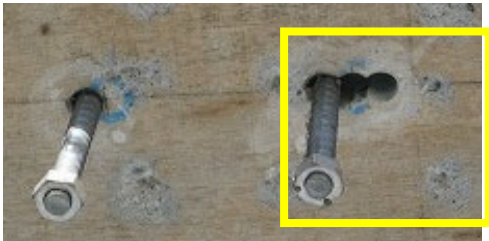
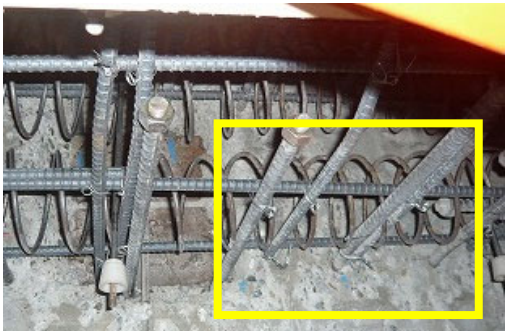
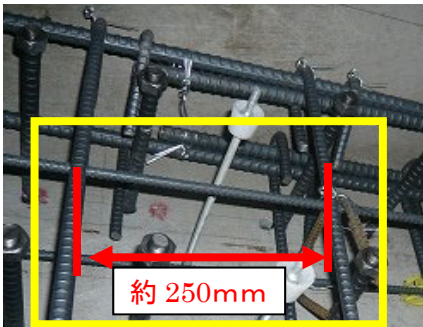
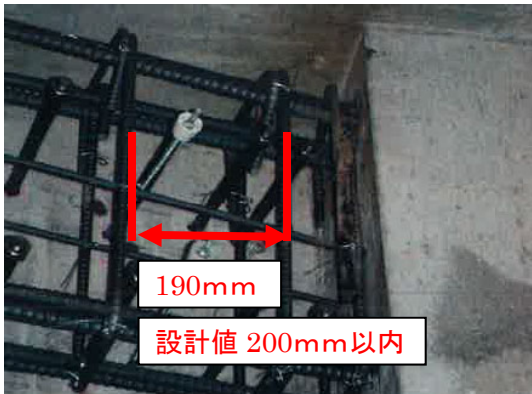
- ・ 完了実績報告書（補助金交付要領の様式。HPよりダウンロード可。）
- ・ 事業者から所有者様への領収書又は請求書（請求書の場合、後日、領収書を提出。）

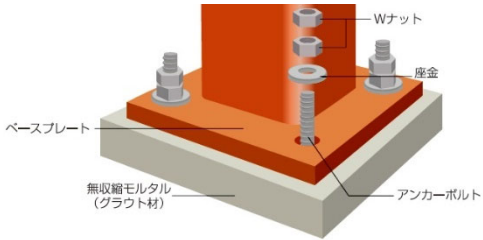
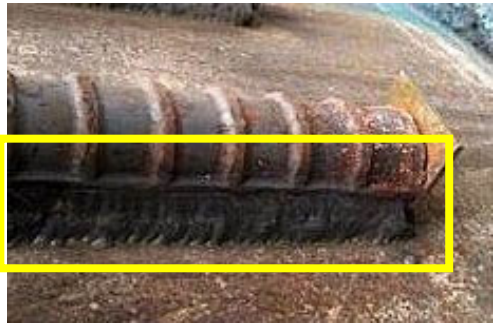
(7) 【g. 補助金請求書】

- ・ 補助金請求書（補助金交付要領の様式。HPよりダウンロード可。）

3 耐震改修工事の中間検査の指摘事例について

中間検査において、以下のような指摘事例が多くみられます。工事監理者は適切な施工となっているか、必ず現場を確認し、必要に応じて是正等の指示を行ってください。

(1) R C造、ケミカルアンカーボルトの削孔		
	指摘事例	適切な例
削孔穴の重なり	削孔が重なり、接着剤が充填されず強度が不足。	穴が重ならないように削孔。
		
ダメ穴の処理	アンカーボルトのダメ穴が塞がれていない。	ポリマーセメントモルタル等で埋める。
		
(2) R C造、鉄筋の乱れ		
	指摘事例	適切な例
スパイラル筋の位置	スパイラル筋の外に設置されたアンカーボルト	スパイラル筋の中心部にアンカーボルトを設置。
		
鉄筋の間隔	鉄筋間隔が設計値を超えている。	図面及び仕様書どおりに配筋。
	 約 250mm 設計値 200mmを超えている	 190mm 設計値 200mm以内

(3) S造、SRC造の事例		
	指摘事例	適切な例
アンカーボルトの施工	①アンカーボルトのずれ。 ②ねじ山不足。ナットの数（設計はダブル）	設計及び仕様書どおりに施工。
	 ① ②	
溶接長さ	溶接長の余盛不足。	余盛を確保して溶接。
		

(4) 既存躯体の施工不良に対する事例		
	指摘事例	適切な例
コンクリート内の不純物	RCに混入物（木片等）が含まれている。	混入物を可能な限り除去し、モルタル等で補修
		
ジャンカの処理	RC造のジャンカが除去されていない。	ジャンカを除去し、モルタル等で補修
		

4 耐震改修工事の完了検査の指摘事例について

完了検査において、以下のような指摘事例が多くみられます。
全ての工程を適切に完了させ、書類等を整えていただきますようお願いします。

(1) 現場検査の指摘事項の例

ア 中間検査後の工事における図面との不整合

- (例) ・ 工事個所が図面と異なる。
- ・ 図面にはない開口が存在している。

イ 工事が未完了

- (例) ・ 清掃・仕上げ等の対象工事が完了していない。
- ・ 市が中間検査工程として指定していない工事（ＣＢ撤去等の付帯工事）が完了していない

(2) 書類検査の指摘事項の例

ア 出荷証明書等

- (例) ・ 見積書に記載している材料等の出荷証明書等が不足している。
- ・ 日付、宛名等の誤記又は記載が無い。
- ・ 提出用の資料に原本が含まれている。
- ・ 見積書に記載のない材料の出荷証明書等がある。
- ・ 工事写真で確認できるものと異なる内容（数量等）の出荷証明書等がある。

イ 試験成績表等

- (例) ・ 工事に必要な材料等の試験結果が不足している。
- ・ 試験の結果が不適合になっている。
- ・ 工事写真と異なる試験結果になっている。

ウ 工事写真

- (例) ・ 説明書きの誤記等
- ・ 不足している写真がある。
- ・ 不鮮明等で確認できない。
- ・ 市が中間検査工程として指定していない工事個所に図面との不整合が生じている。

5 補助金を受けて耐震改修した建築物の処分に関する規定について

補助金を受けて耐震改修した建築物を、規定された耐用年数（本事業においては 10 年間）の期間に、取壊し、譲渡（有償含む）、交換、貸し付け等の処分をする場合は、市及び国等の承認が必要になります。承認には補助金額の返還が必要となる場合がありますのでご注意ください。

なお、承認を受けずに財産を処分してしまった場合、本事業の規定に反していると判断し、補助金の交付が取り消され、全額返還となる可能性がございますのでご注意ください。

○ 以下に各種補助金に係る規則、要綱上の規定を掲げますので、あわせてご確認ください。

(1) 横浜市補助金等の交付に関する規則

（補助事業者等の責務）

第4条 補助事業者等は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

第25条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの

(2) 横浜市特定建築物耐震改修等補助事業制度要綱（令和4年4月1日改正版）

（財産の処分の制限）

第5条 横浜市補助金等の交付に関する規則第25条の規定に基づき、本要綱の耐震改修費補助事業又は段階改修費補助事業の補助金を受けた部分は、本要綱の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金交付日より10年間経過した場合は、この限りでない。

以上となります。

補助事業の執行について、ご不明点等ありましたら、
速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。